

高第1610号  
令和3年4月8日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者  
各老人福祉法関係施設運営法人代表者  
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

### 「新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止対策」について

4月5日から5月5日までの間、初めての「まん延防止等重点措置」が宮城県、大阪府及び兵庫県を実施区域として講じられるなど、全国各地で感染が急増しています。

本県においても、10万人あたりの新規感染者は5,13人(4月7日現在)で、3月16日を境に増加傾向にあります。

また、病床使用率は17.4%(4月7日現在)で、国の基準でいうステージⅢ(20.0%以上)に接近しつつあるほか、変異株の増加、若者の感染者増加、弧発例の増加、県外由来の感染例の増加、大型連休突入など多くの懸念材料を抱えております。

以上から、本県においては、すでに「第4波に入った」といえる状況であり、何としても「第4波」拡大を阻止することが必要です。

そのため、この度、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部により「新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止対策」が示されたところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、第4波拡大阻止に向け、下記により引き続き感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

### 記

#### 1 「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)による重点的な対策チェックの実施

各施設で設置している「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)により、以下の項目に対する重点的なチェックをお願いします。

- 日常生活での予防策の徹底(マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続)
- 施設の感染防止体制(職員研修の実施など)
- 持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策)
- 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等)

#### 2 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 職員及び利用者におかれては、引き続き日常生活での基本的な感染防止対策(マスクの着用、手指衛生、三密回避)の徹底とともに、感染リスクを避ける行動(「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断、大型連休の行事の感染防止対策)の徹底を継続してください。

- ・ 外部からの派遣職員や委託職員が感染する事例も発生しています。派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。
- ・ 県が配信する感染防止対策に関する動画等を用いて施設内研修を開催し、職員の方々が感染防止に関し正しい知識を習得いただくよう、引き続き確認をお願いします。
- ・ 利用者の方にも、日常生活での感染予防策の徹底と体調不良時の対応の徹底についてご理解とご協力いただきますよう引き続き周知をお願いします。
- ・ 施設内感染の原因として、職員・利用者のご家族様の感染を起因として職員等が感染され、施設内に感染が持ち込まれるといった事例がこれまで多数生じております。そのため、ご家族様にも施設の感染防止対策の徹底へのご理解とご協力をいただきますよう、引き続き周知をお願いします。

### 3 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員及び利用者におかれては、毎日の体調管理についてチェックシート等を用いた体温・症状等の記録の整備、保管を継続していただくようお願いいたします。
- ・ 利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策（マスクの常用、手指衛生の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、職員及び利用者の毎日の体調チェックの徹底、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、施設の共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

### 4 入所施設での予防的検査の実施について

県及び岐阜市では、感染拡大兆候の事前探知に向け、入所施設の従業者を対象とした予防的検査の実施を進めています。各入所施設においては、予防的検査の積極的な実施をお願いします。

#### <添付資料>

- ・ 「新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止対策」（令和3年4月8日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		